県内医療機関 管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 (公印省略)

「長時間労働を行う医師への面接指導のポイント」について(通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省から別添のとおり、医療法第108条に基づく面接指導について、制度の概要や各医療機関が取り組むべきポイント、面接指導を実施しなかった場合の取扱等をまとめた資料が送付されましたので、ご案内させていただきます。

面接指導については、令和6年4月から特定労務管理対象機関以外の医療機関 (いわゆるA水準)を含め、全ての医療機関で、時間外・休日労働が1ヶ月について 100時間以上となることが見込まれる医師に対して実施することが医療機関の管理者 に義務付けられています。

今後、医療法第25条第1項に基づく立入検査等により、面接指導の実施状況を確認することになるため、改めて本資料をご確認いただき、各医療機関の管理者におかれましては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、面接指導に関する疑問等がありましたら、本県又は神奈川県医療勤務環境 改善支援センター医療労務管理相談コーナーに遠慮なくお問い合わせください。よ ろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ① 厚生労働省事務連絡
- ② 長時間労働を行う医師への面接指導のポイント(リーフレット)
- ③ 県医療勤務環境改善支援センター医療労務管理相談コーナー(リーフレット)

問合せ先

(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局) 医療整備・人材課人材確保グループ 新澤 山本 電話番号 045-210-4877

メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp